

株券等に関する手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新			旧		
2. 業務規程第 111 条第 2 項の規定に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。			2. 業務規程第 111 条第 2 項の規定に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
(略)			(略)		
自己株式の消却等に係る手数料	業務規程施行規則第60条の3第1項に規定する自己株式消却等通知書（兼交付請求書）に基づく交付請求を行った参加者（同条第2項において準用する場合を含む。）	1件につき 300円	自己株式の消却に係る手数料	業務規程施行規則第60条の3に規定する自己株式消却通知書（兼交付請求書）に基づく交付請求を行った参加者	1件につき 300円
(略)			(略)		
新株予約権の行使事務代行手数料	(略)	(略)	新株予約権の行使事務代行手数料	(略)	(略)
取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う事務代行手数料	取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う預託新株予約権付社債の会社への提出及び新たに交付される株式に係る株券の受領等に関する事務を機構に委任する参加者	次の(1)の金額に(2)又は(3)により得られた金額を加算した額 <u>(1)新株予約権付社債の提出1件につき</u> 500円 <u>(2)各社債の金額が1,000万円以下の場合、提出する新株予約権付社債の各社債の金額1円につき</u> 0.00006円 <u>(3)各社債の金額が1,000万円超の場合、新株予約権付社債の提出1件につき、次の料率とする。</u> イ <u>提出の総額が1億円以下の部分</u> (2)の料率 ロ <u>提出の総額が1億円超10億円以下の部分</u> (2)の料率の70% ハ <u>提出の総額が10億円超の部分</u> (2)の料率の60%	(新設)		

新設区 分口座 に係る 区分口 座間振 替手数 料	(略)	(略)	新設区 分口座 に係る 区分口 座間振 替手数 料	(略)	(略)
(略)			(略)		
(注) 1. ~ 5. (略)			(注) 1. ~ 5. (略)		

附 則

この改正規定は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。